

7 産労農水第 253 号

神奈川県内水面漁場管理委員会

令和 7 年 4 月 1 日付けで申請のあった多摩川漁業協同組合内共第 12 号第五種
共同漁業権遊漁規則の一部を変更することについて、漁業法第 170 条第 4 項
の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

令和 7 年 4 月 15 日

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)



漁業権遊漁規則変更認可申請書

令和7年4月/日

東京都知事 小池百合子 殿

東京都府中市府中町2-25

多摩川漁業協同組合
代表理事組合長 内海 房雄



内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則について、別添のように変更したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

変更理由書（内共第12号）

1 遊漁料金の値上げについて

昨今の種苗、燃料及び飼料価格の高騰を受け、遊漁規則を改定し、遊漁料の値上げを行う。現在当漁協では、遊漁料の収入だけでは放流経費を賄うことが出来ず、放流事業が赤字傾向にある。そこで、遊漁料を値上げすることにより、遊漁券販売による増収を目指し、漁協の健全な運営に繋げていく。また、値上げに合わせて、コイの遊漁料をアユ以外の魚種と同じ料金として低く抑えることで、遊漁者の負担を一部軽減する。

2 電子遊漁券の導入について

また、値上げにより、一定の釣り人が離れていく可能性もあるが、オンラインシステムを利用した遊漁券の販売ツールを新たに導入し、遊漁料の増収を見込む。

新旧対照表

新	旧
第1条（現行のとおり） （遊漁の承認及び遊漁料の納付義務） 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、<u>その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認 申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。</u> 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。 第3条から第7条（現行のとおり） （遊漁料の額及び納付方法） 第8条 遊漁料の額は、下表のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。	第1条（略） （遊漁の承認及び遊漁料の納付義務） 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合は口頭によりしなければならない。 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。 第3条から第7条（略） （遊漁料の額及び納付方法） 第8条 遊漁料の額は、下表のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

対 象 魚 種	漁 具 漁 法	期 間	遊 漁 料（消費税込）
あゆ・こい・ふな・うぐい（マルタウグイを含む）・おいかわ・うなぎ	手 釣	1 年	<u>9, 0 0 0 円</u>
	竿 釣 投 網	1 日	<u>2, 5 0 0 円</u>
あゆ・こい・ふな・うぐい（マルタウグイを含む）・おいかわ・うなぎ	手 釣	1 年	<u>6, 0 0 0 円</u>
	竿 釣	1 日	<u>1, 5 0 0 円</u>
<u>こい</u> ・ふな・うぐい（マルタウグイを含む）・おいかわ・うなぎ	手 釣	1 年	<u>3, 0 0 0 円</u>
	竿 釣	1 口	<u>5 0 0 円</u>

2 遊漁料は次に掲げる場所 又は、組合が指定するオンラインシステムにて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（１）多摩川漁業協同組合 東京都府中市府中町２丁目２５番地
（２）川崎河川漁業協同組合 神奈川県川崎市高津区二子２-1-16
（３）指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

第９条 から第１２条 （現行のとおり）

（附則）

１ この規則は、令和５年９月１日から施行する。
２ この規則施行前に内共第１２号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。
３ この規則は、令和７年５月 日（施行日）から施行する。

対 象 魚 種	漁 具 漁 法	期 間	遊 漁 料（消費税込）
あゆ・こい・ふな・うぐい（マルタウグイを含む）・おいかわ・うなぎ	手 釣	1 年	<u>8, 0 0 0 円</u>
	竿 釣 投 網	1 日	<u>2, 0 0 0 円</u>
あゆ・こい・ふな・うぐい（マルタウグイを含む）・おいかわ・うなぎ	手 釣	1 年	<u>5, 0 0 0 円</u>
	竿 釣	1 日	<u>1, 0 0 0 円</u>
ふな・うぐい（マルタウグイを含む）・おいかわ・うなぎ	手 釣	1 年	<u>2, 5 0 0 円</u>
	竿 釣	1 口	<u>5 0 0 円</u>

2 遊漁料は次に掲げる場所 において納付し、又は組合が別途指定する者に納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（１）多摩川漁業協同組合 東京都府中市府中町２丁目２５番地
（２）川崎河川漁業協同組合 神奈川県川崎市高津区二子２-1-16
（３）指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

第９条 から第１２条 （略）

（附則）

１ この規則は、令和５年９月１日から施行する。
２ この規則施行前に内共第１２号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。

<u>4 この規則施行前に内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、その承認期間中は有効なものとする。</u>	
--	--

内共第 1 2 号第五種共同漁業権遊漁規則
多摩川漁業協同組合・川崎河川漁業協同組合

(目的)

第 1 条 この規則は、多摩川漁業協同組合と川崎河川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 1 2 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい（マルタウグイを含む）、おいかわ及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認 申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第 12 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

- 第 3 条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う場合は、手釣、竿釣又は投網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。
- 2 前項に掲げる漁具・漁法であっても、あゆのころがし（鮎ルアーの利用を含む）を除き、俗称 ひっかけ又はさくりに類似する方法で遊漁してはならない。※但し、鮎ルアー使用については、友釣り用イカリ針と三本チラシ針はミノーから 10 センチ以内とする。
- 3 手釣、竿釣により遊漁する場合は、道具は 2 本以内とする。
- 4 遊漁に使用する投網の目合は、1 5 c mにつき 1 3 節以下とし、網の全長は 6 m以下でなければならない。

(遊漁時間)

第 4 条 漁業権漁場区域内においては、危険防止又は漁場取締上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第5条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、下表に掲げる魚種別、漁法別の遊漁期間以外は、遊漁してはならない。

魚 種 別	漁 法 別	遊 漁 期 間
あ ゆ	手釣・竿釣	組合が定め公示した日(以下「解禁日」という。)から12月31日まで。(但し、10月15日から11月30日までは除く。)
	投網	解禁日以後8日目から12月31日まで。(但し、10月15日から11月30日までは除く。)
こ い ふ な う ぐ い おいかわ う な ぎ	手釣・竿釣	1月1日から12月31日まで。
	投網	1月1日から12月31日まで。(但し、5月1日からあゆの解禁日以後7日間までは除く。)

2 前項の公表は、組合及び毎日新聞に掲示する。

(禁止区域)

第6条 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成した産卵場においては、遊漁者は遊漁してはならない。なお、組合は産卵場を造成した場合は、その旨が記載された標識により表示するものとする。

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
あゆ・ふな	全 長 10cm以下
こ い	全 長 18cm以下
う な ぎ	全 長 26cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、下表のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

対 象 魚 種	漁 具 法	期 間	遊 漁 料 (消費税込)
あゆ・こい・ふな・うぐい(マルタウグイを含む)・おいかわ・うなぎ	手 釣 竿 釣	1 年	9,000円
	投 網	1 日	2,500円
あゆ・こい・ふな・うぐい(マルタウグイを含む)・おいかわ・うなぎ	手 釣	1 年	6,000円
	竿 釣	1 日	1,500円

こい・ふな・うぐい（マルタウグイを含む）・おいかわ	手 釣 竿 釣	1 年	3, 0 0 0 円
		1 日	5 0 0 円

- 2 遊漁料は次に掲げる場所又は、組合が指定するオンラインシステムにて納付しなければならない。
ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 多摩川漁業協同組合 東京都府中市府中町2丁目25番地
- (2) 川崎河川漁業協同組合 神奈川県川崎市高津区二子2-1-16
- (3) 指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（年券のみ）
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項

(4) その他必要な事項(組合の実情に応じて記載すること。)

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

- 1 この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。
- 3 この規則は、令和7年5月 日(施行日)から施行する。
- 4 この規則施行前に内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、その承認期間中は有効なものとする。